

掛川市条例第8号

掛川市消費生活センター条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、法第10条第2項の機関として、掛川市消費生活センター（以下「センター」という。）を掛川市長谷一丁目1番地の1に設置する。

(実施日等)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務（次項において「消費生活相談」という。）を行う日は、掛川市の休日を定める条例（平成17年掛川市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

2 消費生活相談を行う時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(職員)

第4条 センターにセンター長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 消費生活相談員は、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

2 市長は、消費生活相談員の任期ごとに客観的な能力実証を行うものとする。

3 前項の能力実証は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮したものでなければならない。

4 市長は、第2項の能力実証の結果、適任であると認めるときは、当該消費生活相談員を再任することができる。

5 前各項に定めるもののほか、市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。